



**Yamanashi Prefectural Museum of
Archaeology: Institutional Overview**

山梨県立考古博物館

要覧

目次

ごあいさつ	3
山梨県立考古博物館沿革	4
山梨県立考古博物館と甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園	6
設置目的	8
業務	8
組織	8
連携協定等	9
考古博物館の諸施設	9
建物及び施設の概要	11
館内の風景	12
風土記の丘研修センター	14
考古博物館事業概要	15
教育普及活動	16
資料の収集保管・調査研究	17
刊行物	17
甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の主要な野外展示遺跡	18
考古博物館の代表的な資料	20
山梨県立考古博物館関係例規	22
山梨県立考古博物館利用案内	26

ごあいさつ

山梨県立考古博物館は、開館以来、県内各地で営まれた人々の暮らしと文化を考古学の視点から伝える場として、県民の皆様をはじめ、多くの方々に支えられながら発展してまいりました。長年にわたり当館の運営と活動に温かいご理解とご協力を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。

当館では、旧石器時代から歴史時代に至るまでの山梨の歩みを一望できる常設展示を中心に、最新の調査成果や学術研究を反映した特別展・企画展を開催しております。近年では、小・中学生による研究成果を紹介する「わたしたちの研究室展示会」や、曾根丘陵一帯の貴重な遺跡をテーマとした風土記の丘望見展など、多層的な視点から山梨の歴史文化を紹介する機会を積極的に設けております。

また、当館附属の風土記の丘研修センターを舞台に、火起こしや土器づくり、石製品製作などの「原始古代の技に学ぶ」体験講座、少人数向けのものづくり教室、家族で楽しめる「春まつり」や「風土記の丘こどもまつり」など、体験学習と交流を通じて歴史と親しむ場づくりにも力を注いでおります。

さらに、デジタル技術を活用した展示ガイドアプリ「AR 古代望見」の導入など、新たな鑑賞環境の整備にも取り組み、だれもが分かりやすく、楽しく学べる博物館を目指しています。

今後も、考古学の成果を未来へつなぐ県民の学びの拠点として、また生涯学習の場として、こどもから大人まで幅広い世代に親しまれる博物館であり続けられるよう、職員一同努めてまいり所存です。引き続き皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026（令和8年）年3月

山梨県立考古博物館館長

高橋 龍三郎

山梨県立考古博物館沿革

◎ 設立の経緯

1973年（昭和48年）		現在の一帯に「風土記の丘」建設決定
1974年（昭和49年）	11月	風土記の丘基本構想を委託文化庁長官、建設予定地を視察
1975年（昭和50年）	4月	都市公園事業国庫補助内定公園の名称を「曾根丘陵公園」とする
	12月	都市計画区域の建設大臣の認可を受ける
1976年（昭和51年）	2月	風土記の丘建設委員会の設置
	3月	都市公園建設事業、建設大臣の認可を受ける
	3月	建設用地の買収が進められ、建設用地 13,540㎡の買収が完了
	4月	51年度都市公園事業国庫補助内定
	6月	曾根丘陵公園建設事業国庫債務負担内定
	8月	国庫債務負担による用地交渉が始まる
1977年（昭和52年）	5月	「風土記の丘」・「曾根丘陵公園」建設促進期成同盟の設立
	8月	史跡等土地先行取得事業内定
1979年（昭和54年）		方形周溝墓群発見
1980年（昭和55年）	3月	風土記の丘資料館の建設を決定
1981年（昭和56年）	3月	風土記の丘資料館を（仮称）県立考古博物館とし、埋蔵文化財センターの併設を可決
	10月	新築工事起工式
1982年（昭和57年）	3月	山梨県立考古博物館設置及び管理条例・山梨県立考古博物館協議会条例を制定
	7月	本体工事竣工
	10月	山梨大学名誉教授 磯貝正義、初代館長に就任
	10月	山梨県立考古博物館協議会を設置（委員 15名）
	11月	山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター 開館・開所式を挙

◎ 山梨県立考古博物館 開館後の歩み

1983年（昭和58年）	2月	山梨県立考古博物館協力員 第1回委嘱（協力員 138名）
	10月	第1回特別展『土偶』を開催
1984年（昭和59年）	8月	入館者 10万人 を記録
	10月	第2回特別展『縄文時代の酒道具』を開催
1985年（昭和60年）	10月	第3回特別展『山梨の中世陶磁』を開催
1986年（昭和61年）	10月	第4回特別展『古代甲斐国と畿内王権』を開催
1987年（昭和62年）	5月	入館者 20万人 を記録
	10月	第5回特別展『古代官道と甲斐の文化』を開催
1988年（昭和63年）	6月	殿林遺跡 出土縄文土器が 国の重要文化財 に指定
	10月	第6回特別展『古代の装身具』を開催
1989年（平成元年）	5月	風土記の丘研修センター 完成
	10月	入館者 30万人 を記録
	10月	第7回特別展『一粒の糲』を開催
1990年（平成2年）	10月	第8回特別展『古墳時代が聞こえる』を開催
1991年（平成3年）	6月	前庭にブロンズ製ナウマンゾウ を設置
	10月	第9回特別展『縄文土器—その心象世界』を開催
	11月	入館者 40万人 を記録
1992年（平成4年）	10月	開館 10周年記念式典 を挙
	10月	開館 10周年記念特別展『天下人の時代』を開催
1993年（平成5年）	4月	明治大学教授大塚初重、二代館長に就任
	10月	第11回特別展『山梨の経塚』を開催
1994年（平成6年）	6月	入館者 50万人 を記録
	10月	第12回特別展『古墳時代の甲冑』を開催
1995年（平成7年）	5月	入館者 60万人 を記録
	9月	第13回特別展『黄金の都シカン発掘展』を開催
	11月	入館者 70万人 を記録
1996年（平成8年）	4月	天皇陛下・皇后陛下 御来館
	10月	特別企画『ネアンデルタール人の復活』を開催
1997年（平成9年）	2月	第14回特別展『新発見考古速報展'96』を開催
	9月	入館者 80万人 を記録

	10月	第15回特別展『韓国・忠清北道の古代文化展』を開催（山梨県・韓国忠清北道 姉妹県道5周年記念、山梨県立考古博物館 開館15周年記念）
1998年（平成10年）	10月	第16回特別展『遙かなるエジプト展』を開催
1999年（平成11年）	6月	一の沢遺跡出土品が国の重要文化財に指定
	10月	第17回特別展『縄文の旅』を開催
2000年（平成12年）	10月	第18回特別展『中国四川省古代文物展』を開催（山梨県・中国四川省 友好提携締結15周年記念）
	11月	入館者90万人を記録
2001年（平成13年）	10月	第19回特別展『黄金の輝き』を開催
2002年（平成14年）	10月	第20回特別展『技と美の誕生』を開催
2003年（平成15年）	4月	名古屋大学名誉教授渡辺誠、三代館長に就任
	6月	第21回特別展『大トルコ展』を開催
2004年（平成16年）	10月	第22回特別展『縄文の女神』を開催
2005年（平成17年）	1月	入館者100万人を記録
	9月	第23回特別展『山の民と海の民』を開催
2006年（平成18年）	4月	遠山和男、四代館長に就任
	10月	第24回特別展『甲府盆地から見たヤマト』を開催
2007年（平成19年）	10月	第25回特別展『世界遺産ナスカ展』を開催
	11月	入館者110万人を記録
2008年（平成20年）	4月	藤原克己、五代館長に就任
	10月	第26回特別展『埋められた財宝』を開催
2009年（平成21年）	4月	武井輝幸、六代館長に就任
	10月	第27回特別展『卑弥呼時代の黄泉世界』を開催
2010年（平成22年）	4月	榊原章男、七代館長に就任
	10月	第28回特別展『発掘された女性の系譜』を開催
2011年（平成23年）	4月	金子辰男、八代館長に就任
	10月	第29回特別展『縄文土器名宝展』を開催
2012年（平成24年）	4月	神津孝正、九代館長に就任
	9月	開館30周年記念特別展『インカ帝国展』を開催
	10月	入館者130万人を記録
2013年（平成25年）	4月	望月和俊、十代館長に就任
	6月	酒呑場遺跡出土品が国の重要文化財に指定
	7月	入館者140万人を記録
	9月	第31回特別展『食いしんぼうの縄文人』を開催
	10月	大丸山古墳が国指定史跡に指定
2014年（平成26年）	4月	帝京大学文化財研究所教授萩原三雄、十一代館長に就任
	9月	第32回特別展『掘り起こされた音の形』を開催
2015年（平成27年）	10月	第33回特別展『縄文の美』を開催
2016年（平成28年）	9月	第34回特別展『よみがえる武士の魂』を開催
	11月	入館者150万人を記録
2017年（平成29年）	10月	第35回特別展『ひつぎのヒミツ』を開催
2018年（平成30年）	5月	開館35周年記念特別展『古代アンデス文明展』を開催
	5月	「星降る中部高地の縄文世界」が日本遺産に認定
2019年（平成31年）	1月	入館者160万人を記録
	4月	早稲田大学教授高橋龍三郎、十二代館長に就任
2019年（令和元年）	10月	第37回特別展『縄文文化の頂点』を開催
2020年（令和2年）	2月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館・企画展・特別展等の一部を中止
2021年（令和3年）	4月	教育委員会から観光文化部（のち観光文化・スポーツ部）に移管
	4月	ガイドアプリ「AR 古代望見」運用開始
	9月	第38回特別展『甲府城のすべて』を開催
2022年（令和4年）	9月	第39回特別展『甲斐の勇者』を開催
2023年（令和5年）	7月	第40回特別展『星降る中部高地の縄文世界』を開催
	7月	入館者170万人を記録
	9月	開館40周年記念特別企画展『発掘された日本列島展2023』を開催
2024年（令和6年）	9月	第41回特別展『縄文時代の不思議な道具』を開催
2025年（令和7年）	9月	第42回特別展『PAPUA × JOMON 縄文文化の謎を考える』を開催
	9月	安道寺遺跡出土品が国の重要文化財に指定

山梨県立考古博物館と甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園

◎立地

考古博物館は、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園内における中心施設として、その役割を果たしています。この公園は、甲府盆地の南縁に連なる曾根丘陵の一角に位置し、国指定史跡である銚子塚古墳をはじめ、数多くの遺跡が存在するとともに、豊かな自然に囲まれた環境にあります。公園の最高所である東山南遺跡に立つと、北側には甲府盆地が広がり、さらにその先には南アルプスや八ヶ岳の山並みを眺望することができます。このような恵まれた自然環境と歴史環境のもと、学習の場や憩いの場として、県内外から多くの来訪者でにぎわっています。また、国道358号に面し、中央自動車道甲府南インターチェンジにも至近であることから、車でのアクセスにも恵まれています。

◎施設の概観

甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園は、総面積40.4haに広がり、国指定史跡である銚子塚古墳・丸山塚古墳などを含む「風土記の丘」と、環境に配慮した都市公園が一体となった県立公園です。エリア内には歴史的遺産や豊かな自然があふれており、教育・文化の振興の場として、また憩いやふれあいの場として活用されています。公園北側には、考古博物館、日本庭園、古代の広場、銚子塚古墳、丸山塚古墳などが整備されています。南側の丘陵部にも、東山南遺跡、東山北遺跡、方形周溝墓広場などの整備された遺跡が数多く存在し、風土記の丘研修センターとともに、古代にふれあうための施設として利用されています。また、ふれあい広場、芝生広場、遊具施設、野外ステージ、テニスコートなどの施設も設置されており、多くの方々に広く利用されています。

甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園内には、銚子塚古墳、丸山塚古墳、上の平遺跡をはじめ、数多くの遺跡が存在しており、これらはいつでも自由に見学できるよう整備されています。このような郷土の歴史を理解する上でとても貴重な文化財の宝庫と共存する都市公園の玄関口として、公園内には古代人と現代人の対話の場となる学習・教育施設、さらに発掘された貴重な文化財を調査・研究し、保管する機能を持つ考古博物館と埋蔵文化財センターがあります。また、公園南側には体験学習や講演会といった社会教育の一部を補助する施設として、風土記の丘研修センターが設置されています。



甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園





設置目的

山梨県内では年間 250 件前後の発掘調査が行われています。このうちのほとんどが、何らかの開発に伴う事前調査として発掘され、発掘後に遺跡は破壊されてしまいます。こうした失われてしまう遺跡を記録し、出土資料を収集・保管・展示することは、山梨県の過去を考える上で非常に重要な使命です。考古博物館は山梨の地面に埋まった考古資料を通じた山梨の歴史を学ぶ場として、県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与することを目的に設置されました。



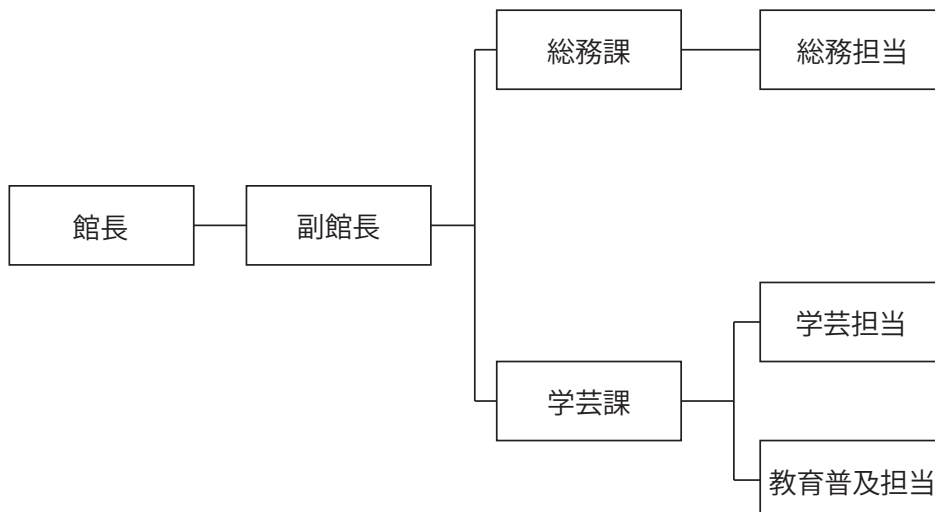
業務

- ・考古資料の収集・保管・展示
- ・考古資料の調査研究
- ・講演会・講習会等の普及教育活動
- ・必要な助言・指導
- ・他館等との連携・協力・情報交換・資料の相互貸借
- ・その他、目的達成に必要な事業



組織

○山梨県立考古博物館



(風土記の丘研修センター)



連携協定等

山梨県立考古博物館と長野県立歴史館の連携協定

1. 博物館に関する情報や資料に関すること
例：各館の調査研究成果や研究実績に関する情報の共有
2. 博物館における研究活動等に関すること
例：縄文・古墳時代関係など両県共通のテーマでの連携研究や将来的な展覧会開催など
3. 収蔵品の相互貸借に関すること
4. その他両館で合意された事項
例：各種講演会、研修会等への講師の相互派遣連携、災害時における収蔵品の仮移設など

台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定

1. 展覧会やイベント、研究プロジェクトなど両館の活動に関連する交流事業の実施とこれに伴う学芸員、研究員の交流
2. 博物館活動及び学術研究に関する情報や資料の交換
3. その他、両館が協議し同意した事業。



考古博物館の諸施設

◆ 管理機能ゾーン

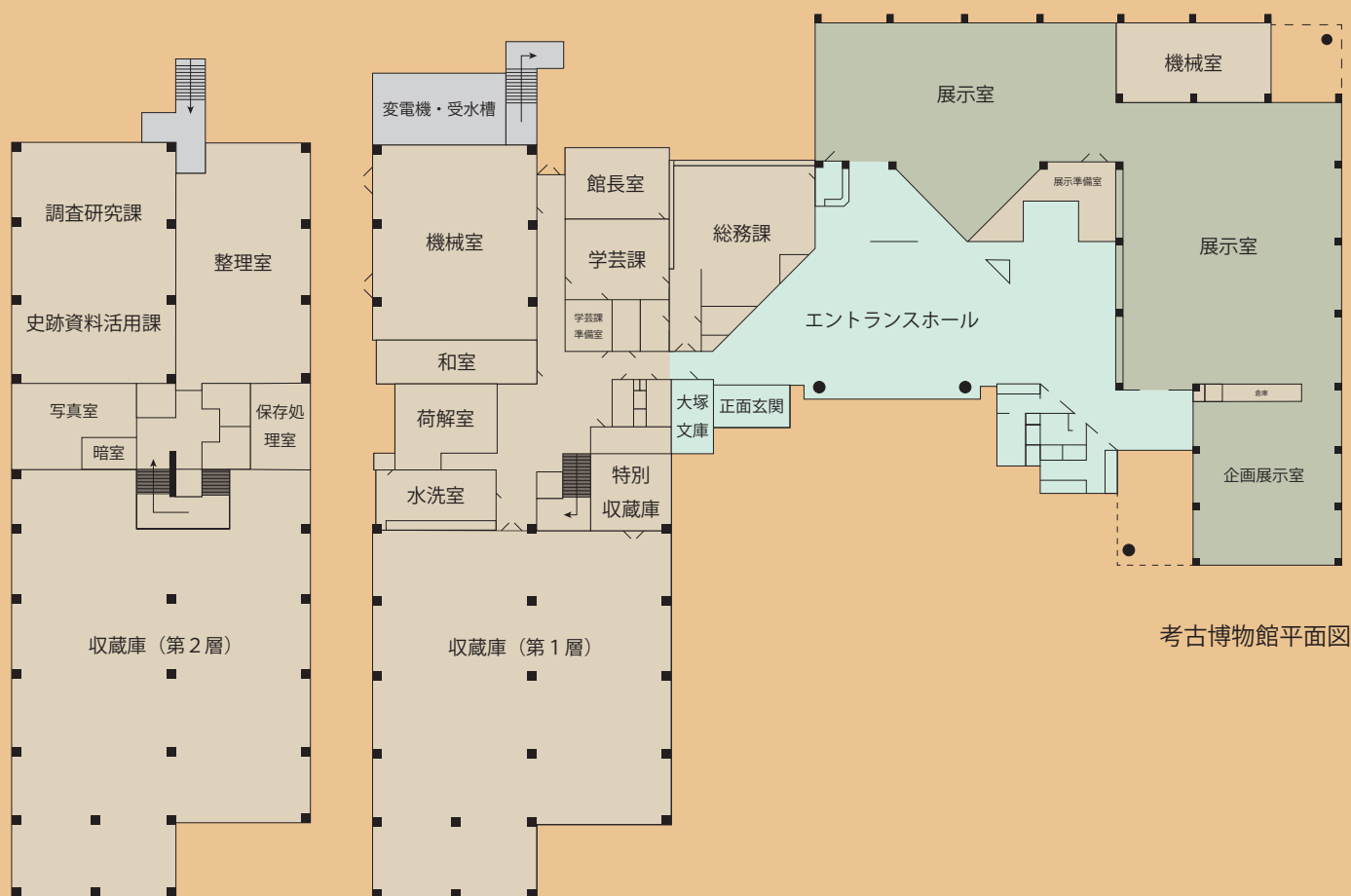
空調設備など、館内の機械管理を行う部分と、考古博物館・埋蔵文化財センターの運営に携わる館長室、事務室、倉庫などがあります。

◆ 考古博物館ゾーン

展示や学習・普及活動を行うゾーンで、エントランスホールと展示室があります。展示室では、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世・近代の各コーナーに分かれ、考古学で扱うほぼ全時代を網羅する資料を展示しています。エントランスホールには、ミュージアムショップ、休憩コーナーなどがあります。また、企画展示室では企画展示などを開催しています。

◆ 収蔵・調査研究ゾーン

資料を保管するための収蔵庫、調査研究に欠かせない発掘調査報告書や専門書等を所蔵する書庫、そして写真室などがあります。収蔵庫は、特別収蔵庫と通常の収蔵庫が分かれています。特別収蔵庫は、脆弱遺物や希少資料を保管するため、24時間温湿度管理が可能です。通常の収蔵庫は1層・2層と分かれており、それぞれ階高5mで2層ラックを備えています。収蔵庫には、それぞれ独立した空調設備が設置されています。蔵書は、一般概説書、雑誌類、専門書、各都道府県の発掘調査報告書などを多数を所蔵しています。



床面積

区分	室名	面積 (㎡)	区分	室名	面積 (㎡)
1 階	展示室	457.250	1 階	ロッカー室	20.906
	企画展示室	123.500		湯沸室	5.906
	エントランスホール	336.424		風除室	15.000
	収蔵庫	461.570		便所	51.700
	特別収蔵庫	27.945		廊下	100.620
	総務課	100.335		1 階計	
	館長室・学芸課	72.275	2 階	職員室・整理・研究室	316.000
	荷解室	41.055		写真室	40.530
	倉庫 1	69.301		保存処理室	21.712
	倉庫 2	11.812		湯沸室	4.615
	倉庫 3	9.855		便所	10.015
	水洗室	35.707		廊下	51.195
	和室	33.000		2 階計	
機械室 1	143.000	合計		2611.248	
機械室 2	50.000				



建物及び施設の概要



◎考古博物館

考古博物館は、公園北側の下曽根地区にあります。建物は鉄筋コンクリート造・一部2階建てで、延べ床面積は2,611m²です。総工費は8億3千万円を要し、1981（昭和56）年10月24日に起工、翌年7月31日に竣工しました。設計にあたっては、(1) 展示室のほか、ホールや外部空間も積極的に展示利用できること、(2) 研究・管理部門にはフレキシブルな要素を持たせること、(3) 収蔵部門には将来的な増築への対応を考慮すること、の3点が重視されました。外観は陶器質タイルによって落ち着いた色調に仕上げられており、また研究・管理部、収蔵部、展示室・ホール部などで階高を変えることで、躍動感のある側面デザインとなっています。

◎風土記の丘研修センター

公園南側の上の平地区に、考古博物館の付属的な性格をもつ施設として整備されました。建物は鉄筋コンクリート造・1階建てで、延べ床面積は988m²です。周囲の景観と調和するよう、民家風のデザインが取り入れられています。



◎古代の広場

古代の広場は、さまざまな遺跡の遺構を移築・復元した広場です。ここには、縄文時代の敷石住居跡や古墳の竪穴式石室が移築されています。また、復元された竪穴住居や古墳を整備し、考古博物館の野外展示の場として位置づけられています。駐車場から公園への導入路は幅を広く取り、周辺環境との調和を考慮した植栽が施されています。

◎駐車場

駐車場は博物館の東側にあり、国道358号から入ることができます。大型バス7台、普通車124台、二輪車20台、自転車75台を駐車することが可能です。





館内の風景



エントランスホール

考古博物館の玄関に入って広がる空間です。ミニ展示や教育普及活動、特別展のオープニングセレモニーや表彰式なども行われます。

常設展示（縄文時代）

縄文時代の展示は、所蔵する4件、870点の重要文化財を中心に山梨県内から出土した縄文土器の優品を数多く展示します。常設展全体の三分之一を占める、当館のまさに顔とも言えるエリアです。



常設展示（弥生時代）

甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園内にある、弥生時代後期東日本における最大級の墓域である上の平遺跡の方形周溝墓群出土品などを展示しています。

常設展示（古墳時代）

東日本最大級の前方後円墳である甲斐銚子塚古墳を中心に、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園内の古墳出土品などを数多く展示しています。常設展全体の三分之一を占める、縄文に次ぐ二枚看板です。





常設展示（奈良・平安時代）

甲斐国分寺跡出土品や甲斐型土器などを中心に甲斐国の奈良～平安時代にかけての考古資料を展示しています。

常設展示（中世～近代）

武士の館跡や、世界遺産富士山に関連する出土品、甲府城跡出土品など、中世～近代の出土品が所狭しと並んでいます。



休憩コーナー

休憩用のベンチに加え、山梨県の地形スクリーンに映し出されるマッピング映像や、土器のパズルなどを楽しむことができます。

ミュージアムショップ

考古博物館の常設展・特別展図録など刊行物に加え、さまざまな考古関連グッズを取り扱っています。





風土記の丘研修センター

風土記の丘研修センターは、1989年（平成元年）に建設された、考古博物館の附属施設であり、さまざまな教育普及活動や体験学習を行う場として活用されています。土器づくり教室、講座・講演会など、小中学生から一般成人まで幅広い参加者が利用し、利用頻度も高くなっています。また、風土記の丘を訪れた人々の憩いの場としても活用されており、エントランスホールで行われる遺跡・遺物の展示も定着しています。さらに、風土記の丘・曾根丘陵公園の管理施設としての役割も担っています。



エントランスホール

落ち着いた雰囲気をもつホールで、壁面には県内出土の土器・鏡・瓦などをモチーフにした装飾が施されており、研修センターにふさわしい趣がたがっています。このスペースでは、資料展示なども開催しています。

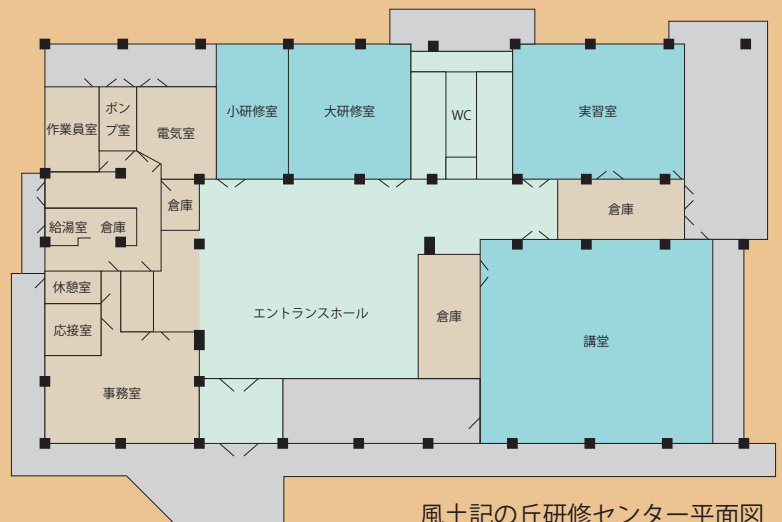
収容人数は100名で、考古博物館などにかかわる講演会やシンポジウム、各種講座、研究会などで活用されています。

講堂



実習室

土器づくりや石器づくりをはじめとした各種体験学習を行う部屋であり、それらの活動に必要な設備も整えられています。





考古博物館事業概要

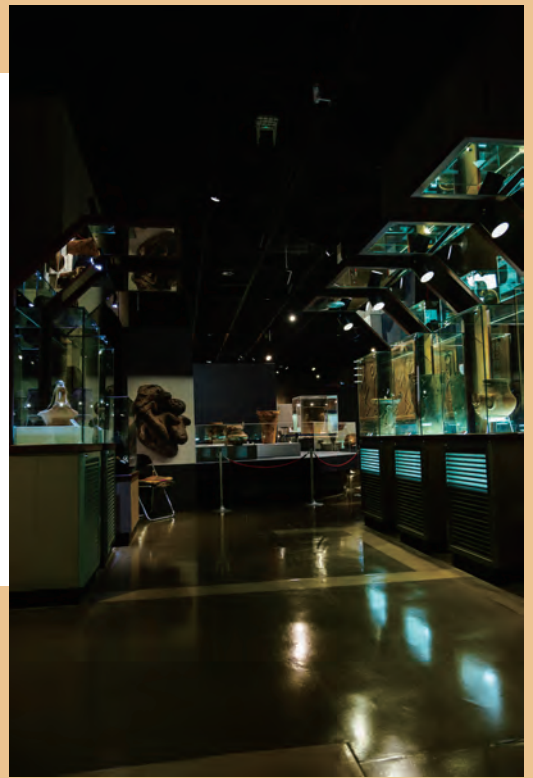


◆ 常設展示

山梨県内各地の遺跡から出土した資料を基に、時代順に展示しています。いにしえの人々の営みや文化の流れが理解できるよう、旧石器時代から近世・近代に至る数万年の歴史を、多種多様な考古資料の実物を中心に紹介しています。また、市町村や埋蔵文化財センターとの連携によって最新の資料や当館の収蔵資料を用い、随時展示替えも行っています。

◆ 特別展示

特別展示は常設展の一部を入れ替える形で実施しています。毎年1回、原則11月3日の開館記念日を挟んで、約9週間の会期で開催します。開館記念の「土偶」展を皮切りに、令和7年度で42回を迎えました。例年、山梨県と日本全国、あるいは外国の考古学を相互に対比するなど、最新の研究成果や課題、新資料による知見など、さまざまなテーマを取り上げて開催しています。県内外の考古資料を広く取り上げることにより、考古学の視点から山梨の歴史や伝統文化について考える機会を提供しています。



◆ 企画外ミニ展示

無料開放エリアにおいて、単独の遺跡の考古資料や簡単なテーマを基に、年間数回のミニ展示を開催しています。



◆ 企画展示

多目的室を利用し、博物館および県内市町村が収蔵する考古資料を中心に、常設展の各コーナーを掘り下げた展示や、山梨県の歴史文化に関するさまざまなテーマにより、春と夏の年2回の企画展示を行っています。また、附属施設である風土記の丘研修センターでも、甲斐風土記の丘周辺の遺跡・歴史・民俗などをテーマに、パネルや考古資料を用いた企画展示を年1回開催しています。どちらも気軽に見学していただけるよう、無料で公開しています。



教育普及活動



◆館長講座

附属施設である風土記の丘研修センター講堂やオンライン配信などにおいて、年間4回開催しています。最新の研究成果を基に、テーマはその時々館長が専門とする時代の内容を、山梨県と関連付ける中で論じます。どなたでも参加しやすいよう、参加は無料としています。

◆特別展記念講演会

特別展に関連した内容に絞り、より一層の理解と興味関心を深めていただくことを目的に、第一線で活躍されている県内外の研究者を招き、最新の研究成果を基に講演していただいています。どなたでも参加しやすいよう、参加は無料としています。



◆考古学講座

風土記の丘研修センター講堂において、一般の方を対象に年間4回開催しています。テーマは県内の考古学に関する内容で、地域や資料を取り上げ、理解と関心をより深めていただくことを目的としています。第一線で活躍する県内研究者を講師に招き、最新の研究成果や発掘された資料を基に講演していただいています。どなたでも学習の機会を得ていただけるよう、参加は無料としています。



◆チャレンジ博物館・原始古代の技に学ぶ

風土記の丘研修センター実習室・研修室等において、子どもから一般の方を対象として、ものづくりから古代文化への理解と興味関心を深めることを目的とし、毎月1回程度、各種の講座を開講しています。勾玉・埴輪・土器・土偶・陶器・藍染・石包丁・磨製石鏃・石製耳飾り・ガラス玉など様々なものを製作します。



◆風土記の丘こどもまつり

風土記の丘研修センターにおいて、5月3日・4日に開催しています。博物館や風土記の丘一带を対象としたウォークラリー、土器を用いてスープやご飯を作り試食するコーナーは毎年好評を得ています。そのほか、火起こし体験や狩猟体験など多様な催しを行い、延べ三千人程度の親子連れでにぎわっています。



◆わたしたちの研究室

「わたしたちの研究室」は、山梨県立考古博物館が主催する小・中学生向け自由研究コンクールです。考古学・歴史をテーマにした研究成果を募集・表彰し、応募作品はすべて展示されます。子どもたちの発想や体験を生かした力作を通じ、学ぶ楽しさを広く伝える取り組みです。



資料の収集保管・調査研究

県内の考古学に関する各種資料を収集しています。市町村などで発見された資料のうち、特に重要な考古資料についてはレプリカの製作も行っています。保管・管理する考古資料は、県埋蔵文化財センターから調査後に移管されたものが主体です。また、全国の都道府県・県内市町村などの教育機関で開催される企画展などの社会教育分野、県内小・中・高・特別支援学校等での教材利用といった学校教育分野において、収蔵資料の無償貸出を行っています。



刊行物



特別展開催時の展示図録や、各種啓発・学習用書籍を発行しています。また、博物館の広報紙である「山梨県立考古博物館だより」を年2回刊行しています。博物館のしおり、甲斐風土記の丘公園の案内パンフレットやマップ、企画展などの各種資料については随時配布しています。

甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の主要な野外展示遺跡



●丸山塚古墳（国指定史跡）

銚子塚古墳のすぐ隣にある丸山塚古墳は、古墳時代中期初頭（4世紀末）に築造された直径72m、高さ11mの大型円墳です。竪穴式石室からは青銅鏡や石釧、武器類などの豊富な副葬品が発見されました。

●銚子塚古墳（国指定史跡）

考古博物館の西側にある、古墳時代前期（4世紀）に築造された前方後円墳です。全長169mは、同時期の古墳としては東日本で最大級を誇ります。後円部の竪穴式石室からは、青銅鏡をはじめ、勾玉・管玉・貝輪・石釧・刀剣類など、豊富な副葬品が発見されました。墳丘には埴輪が並べられていたことも発掘調査で判明しています。これらの遺物は現在、考古博物館で見ることができます。近年注目されるのは水晶製の勾玉です。原産地推定分析により東日本各地に山梨県内で採れた水晶を用いた勾玉が流通していることが明らかになっていますが、銚子塚古墳は水晶製勾玉5点が出土し、この時期の水晶製勾玉としては全国最多の数を誇ります。これらのことから甲府盆地から東日本各地へ水晶石材を供給していたことが推定されます。東日本最大級の墳墓が築かれた背景として、こうした貴重品の授受により各地と取り結んだ有力者が存在していたのかもしれない。



●かんかん塚（茶塚）古墳

直径約20mの楕円形をした古墳で、古墳時代中期後半（5世紀後半）につくられました。竪穴式石室から出土した人骨は、若年男性で日常的にウマに乗っていたためか、大腿骨の湾曲がみられました。さらに、朝鮮半島からの輸入の可能性がある甲冑や馬具、胡籐などが出土するなど、乗馬に長けて、新しい武器を使いこなす人物が眠っていたものと思われます。



●大丸山古墳（国指定史跡）

現在は雑木林に覆われていますが、古墳時代前期（4世紀）に築造された、100m前後の大型前方後円墳です。組合式石棺を竪穴式石槨が覆っていました。石棺内からは青銅鏡・石枕・二体分の人骨などが、石槨内からは全国的にも最古級の短甲、刀剣類、工具類などの副葬品が発見されています。特に注目されるのは短甲や鉄柄斧で、これらユニークな鉄製品の存在から近年、古墳時代の甲府盆地で鉄製品の生産が行われていたのではないかと説も提唱されました。更に朝鮮半島系管玉なども出土しており大変注目される古墳です。



●東山北遺跡

公園内の歴史植物園が東山北遺跡です。ここでは弥生時代の住居跡とともに、古墳時代前期（4世紀中頃）の36m×31mに及ぶ、県内最大の方形周溝墓が発見されました。また、この遺跡からは馬の歯が見つかっており、時期的に見ると倭王権の中核でウマが一般化する以前の、全国的にも古い段階の例として注目されています。この方形周溝墓は盛土によって位置と大きさが復元されています。

●岩清水遺跡

考古博物館と丸山塚古墳の間に位置する、弥生時代末から古墳時代初頭にかけての遺跡です。円形周溝墓などが見つかっており、現在はその位置や大きさが盛土によって復元されています。



上の平遺跡



●上の平遺跡の方形周溝墓群（山梨県指定史跡）
中心となるのは、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての方形周溝墓群で、120基以上が確認されています。3基が発掘当時の状況で復元され、その他の33基については植え込みにより位置と大きさが復元され、「方形周溝墓広場」として親しまれています。

風土記の丘研修センター

東山南遺跡



●東山南A・B遺跡
弥生時代末から古墳時代中頃にかけての住居跡や古墳が見つかっています。現在、古墳は植え込みによって位置と大きさが復元され、見ることができます。



●稲荷塚古墳
考古博物館の裏手、東山の中腹にある稲荷塚古墳は、直径約20mの円墳で、6世紀後半頃に築造され、7世紀まで追葬が行われました。銀象嵌の大刀や馬具、銅鏡などの副葬品が発見されています。

稲荷塚古墳

大丸山古墳

甲斐銚子塚古墳

石清水遺跡

かんかん
塚古墳

丸山塚古墳



●博物館構内古墳
博物館と駐車場の間にある「古代の広場」に立てられている石は、かつてこの場所に存在した古墳の横穴式石室の最奥部の壁石です。現在は、植え込みと石敷きによって石室の大きさが示されています。

考古博物館
構内古墳

県立考古博物館

東山北遺跡



考古博物館の代表的な資料



殿林遺跡深鉢形土器
(国指定重要文化財)
縄文時代中期

山梨県甲州市塩山で農作業中に偶然発見された縄文土器です。縄文土器の代表資料として、重要文化財にも指定され、海外でも高く評価されています。



一の沢遺跡出土品
(国指定重要文化財)
縄文時代中期

大きな把手や、立体的な造形が特徴で、その芸術性や歴史的な価値から、土器・石器 176 点が一括で重要文化財に指定されています。



酒呑場遺跡出土品
(国指定重要文化財)
縄文時代中期

中部高地を代表する大規模集落跡からの出土品で、683 点が一括で重要文化財となっています。

安道寺遺跡水煙文土器
(国指定重要文化財)
縄文時代中期

優れた形状と複雑な模様により、縄文時代の造形技術の極致を示すもので、出土状況も含めて、縄文土器の儀礼的利用の好例として、学術的にも高く評価され、重要文化財となっています。



天神遺跡
ヒスイ製大珠
縄文時代前期
製品としては日本列島最古級のヒスイ製大珠です。



海道前C遺跡顔面把手付土器
(山梨県指定文化財)
縄文時代中期

子供が生まれようとしている母体を表した出産文などと呼ばれる土器の一種で、男性の象徴である石棒とともに出土しました。

上野原遺跡水煙文土器
縄文時代中期

モンブランのような渦巻きが特徴的な水煙文土器の優品の一つで考古博物館のある旧中道町域においてマンホールのデザインにもなっています。

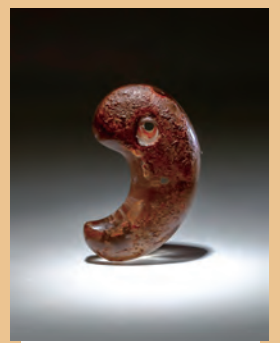




長田口遺跡垂飾（鏡片）
弥生時代後期
後漢鏡の破片に、孔を通してペンダントとしたもので、北部九州から弥生時代にもたらされたものとみられます。



岡遺跡容器形土偶（山梨県指定文化財）弥生時代中期
男女一対の土偶とみられ、内部は空洞になっています。焼けた土や骨などと一緒に出土したことから、蔵骨器として利用されたものとみられます。



甲斐桃子塚古墳水晶製
勾玉 古墳時代前期
山梨県産の水晶を使った勾玉がこの時期、東日本各地から出土しています。



平林2号墳出土品（山梨県指定文化財）古墳時代終末期
日本書紀の「甲斐の勇者」に最も近い人物の墓とみられます。渡来系遺物なども含め、多数の副葬品が県指定文化財となっています。



甲斐桃子塚古墳埴輪
（山梨県指定文化財）
古墳時代前期
東日本では珍しい古墳時代前期の埴輪群です。東日本で多い壺形埴輪が大型化したものや、円筒埴輪、朝顔埴輪などがあります。



かんかん墳古墳出土品
（山梨県指定文化財）
古墳時代中期
朝鮮半島からの輸入品と見られる轡・錠と、日本列島産の三環鈴のセットで、山梨県域では最古の馬具となります。



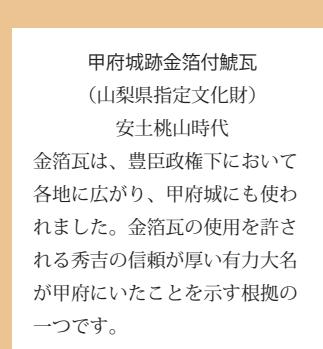
大師東丹保遺跡出土品
鎌倉時代
甲斐源氏に関連する武家屋敷跡からの多彩な出土品。



甲府城下町遺跡金座関連出土品 江戸時代
江戸時代の金精錬に関連する石臼やフイゴの羽口など。



鍋弦塚 常滑焼壺 鎌倉時代
蔵骨器として利用され、中世の地元有力者である曾根氏（甲斐源氏）にゆかりのある人物の墓とみられます。



甲府城跡金箔付鯪瓦
（山梨県指定文化財）
安土桃山時代
金箔瓦は、豊臣政権下において各地に広がり、甲府城にも使われました。金箔瓦の使用を許される秀吉の信頼が厚い有力大名が甲府にいたことを示す根拠の一つです。

山梨県立考古博物館関係例規

○山梨県立考古博物館設置及び管理条例

昭和五十七年三月二十五日

山梨県条例第五号

山梨県立考古博物館設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立考古博物館設置及び管理条例

(設置)

第一条 古代文化に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もつて県民文化の発展に寄与するため、考古博物館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 考古博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立考古博物館

位置 甲府市

(平一七条例八四・一部改正)

(事業)

第三条 山梨県立考古博物館(以下「考古博物館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 考古資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 考古資料の調査研究に関すること。
- 三 考古資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 四 考古資料に関する必要な助言、指導等を行うこと。
- 五 他の博物館等と連絡し、協力し、情報の交換及び考古資料の相互貸借等を行うこと。
- 六 その他考古博物館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第四条 考古博物館に、館長その他の職員を置く。

(休館日)

第五条 考古博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日又は四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月一日までの日
- 四 一月の第二火曜日(この日が一月八日である場合にあつては第三火曜日)から翌週の月曜日までの日
- 五 その他知事が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(昭六一条例一・平一一条例四〇・平一七条例六三・令二条例五・一部改正)

(考古資料の観覧)

第六条 考古博物館に展示されている考古資料(知事が指定するものに限る。)を観覧しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(令二条例五・一部改正)

(観覧料の還付)

第七条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平一五条例三五・一部改正)

(観覧料の免除)

第八条 知事が特別の理由があると認める場合は、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(平一五条例三五・一部改正)

(利用の制限)

第九条 知事は、考古博物館を利用する者が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 施設、設備又は考古資料を損傷するおそれがあるとき。
- 三 その他管理上支障があると認められるとき。

(令二条例五・一部改正)

(修復費用の負担)

第十条 故意又は過失により施設、設備器具又は考古資料を損傷し、又は滅失した者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

(平一五条例三五・追加)

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例三五・旧第十条繰下、令二条例五・一部改正)

附則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年条例第一号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年条例第一一〇号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成元年条例第三三三号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成四年条例第二一〇号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成七年条例第一九〇号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成九年条例第二九〇号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一一年条例第四〇〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年条例第三五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年条例第六三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年条例第八四〇号）

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

附則（平成一八年条例第六〇〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年条例第三三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年条例第五〇〇号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成三一年条例第二五〇号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附則（令和二年条例第五号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第六条関係）

（平二六条例三・全改、平二六条例五〇・平三一条例二五・一部改正）

一 常設の展示の場合

区別	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 二二〇円	一人 一七〇円
小・中・高校生	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区別	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、一〇〇円	一人 八八〇円
小・中・高校生	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区別	観覧料
一般	一人 一、三六〇円

備考

1 定期観覧とは、第六条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

2 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

○山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則

令和二年三月三十一日
山梨県規則第二十五号

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和三十七年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 山梨県立考古博物館(以下「考古博物館」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、考古博物館への入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(観覧の承認)

第三条 条例第六条第一項の規定による知事の承認は、観覧券(第一号様式)、定期観覧券(第二号様式)、常設展・特別展共通観覧券(第三号様式)、前売り観覧券(第四号様式)又は常設展・特別展共通前売り観覧券(第五号様式)の交付があったときに行われたものとする。

(観覧料の納入)

第四条 観覧料の納入は、観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、観覧券を交付した日以後、館長の指定した日までに納付させることができる。

(観覧料の還付)

第五条 条例第七条ただし書の特別の理由は、観覧の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなった場合に該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、観覧料の全額とする。

2 条例第七条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第六号様式)を館長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

第六条 条例第八条の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表に定める額の全額

二 六十五歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。)するとき 条例別表に定める額の全額

三 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 条例別表に定める額のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第九号に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書(第七号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料免除承認書(第八号様式)を交付するものとする。

4 第一項第二号、第三号、第七号又は第八号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

(資料の館外貸出)

第七条 条例第三条第五号の規定により考古資料の館外貸出を受けることのできる者は、次のとおりとする。

一 国立の博物館及び博物館法(昭和三十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館

二 県内の公立資料館及びこれに類する施設

三 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

四 その他館長が相当と認める者

- 2 考古資料の館外貸出を受けようとする者は、あらかじめ館外貸出承認申請書(第九号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の規定により館外貸出を承認したときは、当該申請者に対し、館外貸出承認書(第十号様式)を交付するものとする。
- 4 考古資料の館外貸出期間は、三十日以内とする。ただし、館長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(遵守事項等)

第八条 考古博物館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 展示品に触れないこと。
 - 二 展示品の近くでインキ、墨汁等を使用しないこと。
 - 三 敷地内において喫煙し、又は館長が別に定める場所以外の場所において飲食しないこと。
 - 四 その他館長が必要と認め指示した事項
- 2 館長は、前項の規定に違反し、又は違反しようとする利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(館長への委任)

第九条 知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

- 一 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。
- 二 条例第七条の規定による観覧料の還付に関すること。
- 三 条例第九条の規定による利用の制限に関すること。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、考古博物館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する

山梨県立考古博物館利用案内



- ◇ 開館時間 午前9時から午後5時まで（ただし入館は午後4時30分まで）
- ◇ 休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日・振替休日を除く）
休日の翌日（日曜日・祝日は除く）
※ただし、1月2日・3日および4月30日～5月5日の場合は休館日としない
12月29日から1月1日
- ◇ 観覧料 常設展・特別展・企画展
常設展：一般・大学生の方：220円（20名以上の団体は170円）
特別展：一般・大学生の方、山梨県外在住の65歳以上の方：1,100円以内（20名以上の団体は880円以内）
※特別展開催時は、常設展・特別展の両方をご覧いただけるお得な共通券もご用意しております。
- ◇ 観覧料免除 小・中・高校生
65歳以上の方（※特別展は県外の方を除く）
障害者手帳をお持ちの方
県民の日（11月20日）
- ◇ 問い合わせ先 〒400-1508 山梨県甲府市下曾根町923
TEL：055-266-3881
FAX：055-266-3882
ホームページ：<https://www.pref.yamanashi.jp/kouko-hak/>



風土記の丘研修センター利用案内

- ◇ 開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- ◇ 休館日 毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日・振替休日を除く）
休日の翌日（日曜日・祝日は除く）
12月29日から1月3日
- ◇ 企画展観覧料 無料
- ◇ 各種講座・チャレンジ博物館
詳細については下記までお問い合わせください。
公園内施設の使用受付（受付時間：午前8時30分～午後5時）
- ◇ 問い合わせ先 〒400-1507 山梨県甲府市下向山町1271
TEL：055-266-5286
FAX：055-266-5287

山梨県立考古博物館アクセス

甲府駅バスターミナルから

(1) 路線バスの利用

甲府駅より豊富行き（中道橋経由）→考古博物館前で下車

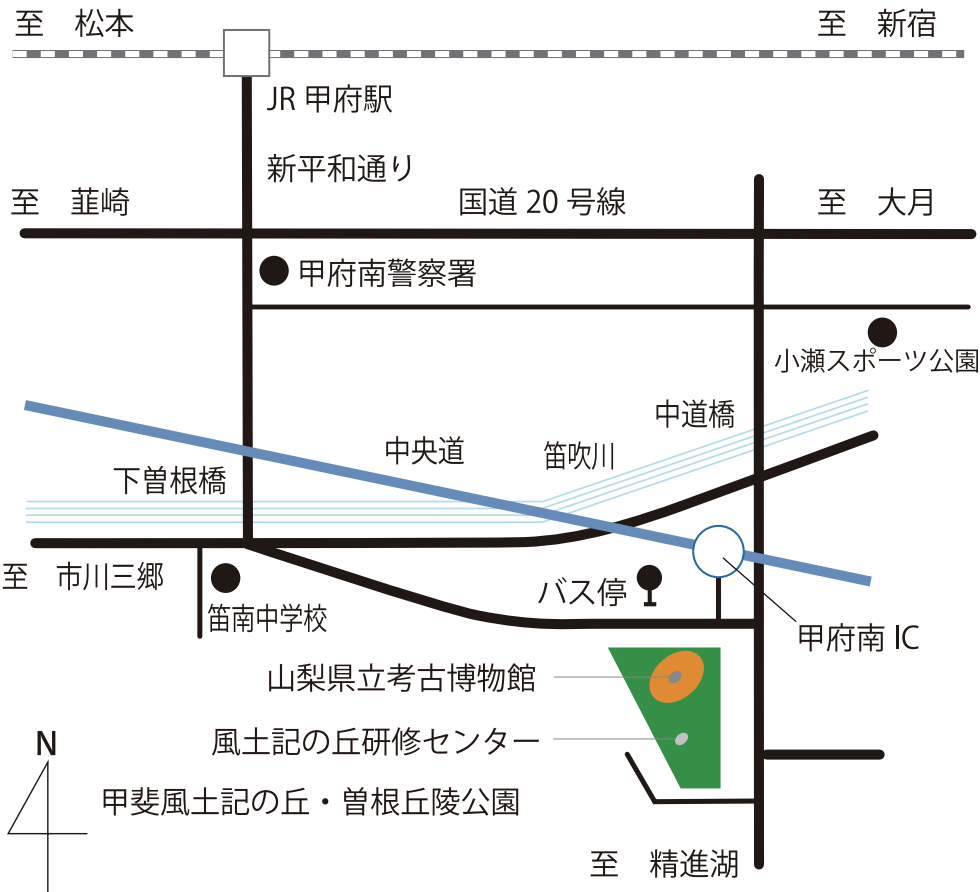
(2) タクシー：約 30 分

東花輪駅（身延線）から

(1) タクシー：約 20 分

中央高速バスの利用

新宿高速バスターミナルから甲府行（南甲府経由）→中道下車



ガイドアプリ AR 古代望見



※お使いの機種により動作しない場合があります。
※ダウンロードには Wi-Fi 環境を推奨します。



山梨県立考古博物館 要覧

2026（令和8年）年3月31日 発行

発行：山梨県立考古博物館
山梨県甲府市下曽根町 923

